

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
保健福祉事務関係手数料				保健福祉事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
26 介護保険法 （平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法第69条の11第1項に規定する試験問題作成事務 <u>1,000円</u>	<u>財団法人社会福祉振興・試験センター（昭和21年3月25日に財団法人社会事業振興会という名称で設立された法人をいう。）</u>	26 介護保険法 （平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法第69条の11第1項に規定する試験問題作成事務 <u>700円</u>	<u>公益財団法人社会福祉振興・試験センター</u>
(2) [略]				(2) [略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。